

平成 30 年 3 月 28 日

EAS 機器の製造または輸入事業者 各位

日本万引防止システム協会

## EAS ステッカー、EAS 導入店表示 POP 貼付ガイドライン

- ・ 「EAS ステッカー」(以下、ステッカーと呼ぶ)、「EAS 導入店表示 POP」(以下、POP と呼ぶ) については、EAS 機器の製造または輸入事業をおこなうもの(以下、製造・輸入業者と呼ぶ)が、日本万引防止システム協会(以下、JEAS と呼ぶ)より購入する。
- ・ 製造・輸入業者は、ステッカー・POP の貼付責任を負う。
- ・ 製造・輸入業者は、EAS 機器を販売または施工するもの(以下、販売・施工業者と呼ぶ)に対して、ステッカー、POP の意味を説明し、適切に貼付するように指導する。
- ・ 製造・輸入業者は、EAS 機器を販売・施工業者に対して、EAS 機器が設置される店舗の責任者へ、ステッカー・POP の意味を説明させ、適切に貼付することに務めさせる。また、施工完了報告書などへステッカー貼付有無を記載させるなどし、貼付状況を管理する。
- ・ 製造・輸入業者は、JEAS の規定に従い、該当する EAS 機器について、植込み型心臓ペースメーカーなどの医療機器との干渉試験を実施し、総務省の指針に適合しているかを確認する。適合の確認が完了した機種にのみステッカーを貼付する。  
※各電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針  
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/medical/chis/index.htm>  
※他社が適合確認をした同型の機種であっても、同社の許諾がない限りは、該当機種へ無断でステッカーを貼付することはできない。
- ・ ステッカーを貼付する機器については、電気用品安全法に準拠させる。
- ・ 販売・施工業者は、必要に応じて、ステッカー・POP を製造・輸入業者より購入する。製造・輸入業者は、販売・施工業者が、どの EAS 機器へ貼付するかを管理する。
- ・ 製造・輸入業者は、広告物などで、EAS 機器に貼付されたステッカーが隠れるような場合、広告物またはステッカーの位置を変更するなどして、ステッカーが隠れないように指導する。
- ・ 製造・輸入業者は、JEAS の許諾なく、広告物などにステッカー・POP を印刷しないように指導する。
- ・ 製造・輸入業者は、EAS 機器に対して、ステッカー以外に、「当社の機器はペースメーカー等の医療機器に影響が無い」などと、科学的に根拠のない告知を貼付しない。
- ・ JEAS は、上記ガイドラインを遵守するものだけに、ステッカー・POP を販売する。
- ・ JEAS は、ステッカー、POP が適切に貼付されていない機器を発見した場合、製造・輸入業者に対して、指導することができる。